

詳細協議の協議事項について

提案内容の事業化に向けた詳細協議は、主に下記の事項について協議を行う。

1 基本整備の仕様等について

優先交渉権者は、基本整備について、設計等が必要なものは実施し、仕様・性能、整備方法等を本市に示し、協議を行う。

2 提案事業の仕様等について

優先交渉権者は、提案事業の内容、提案事業の実施に必要となる施設整備について、設計等が必要なものは実施し、仕様・性能、整備方法等を本市に示し、協議を行う。

3 公益事業について

優先交渉権者は、公益事業の実施方法等について本市に示し、協議を行う。

4 基本整備費について

優先交渉権者は、基本整備に要する費用（以下「基本整備費」）を算出する。本市は、本募集要項に示す貸付料の算定式に基づき土地建物の貸付料を算定する。

5 貸付料の算定

本市は、本募集要項に示す貸付料の算定式に基づき土地建物の貸付料を算定する。

6 実施体制及びスケジュールについて

優先交渉権者は、上記1～4を踏まえ、実施体制及びスケジュールについて必要に応じて修正を行い、本市に示し、協議を行う。

7 事業計画、資金計画について

優先交渉権者は、上記1～6を踏まえ、事業計画、資金計画を作成し、本市に示し、協議を行う。

8 その他必要な協議